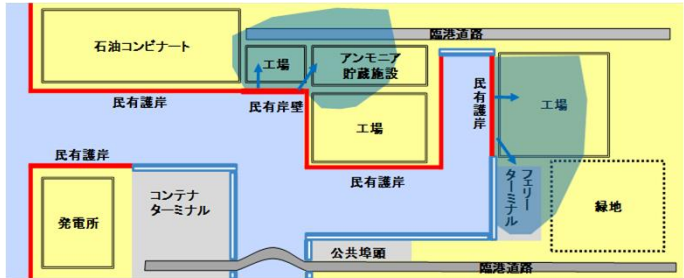


港湾における民有護岸の改良等の促進に係る特例措置(固定資産税)

特例措置の概要

対象港湾	国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾
対象施設	民間事業者が策定する協働防護協定の対象となる護岸・防潮堤・堤防・胸壁・岸壁・物揚場であって、当該民間事業者が取得又は改良したもの※1
特例の内容	取得又は改良後5年間、固定資産税の課税標準を1/2※2に軽減
対象期間	令和11年3月31日まで(取得又は改良を完了)

※1 協働防護計画作成費補助を受けて作成された協働防護計画に定められた事業で、国土交通省が認めた施設
※2 港湾区域が緊急確保航路又は開発保全航路の区域に隣接する港湾に存する施設以外の施設については、5/6



公共(二重線)・民有(実線)の護岸等の配置と浸水時のイメージ



民有の護岸・岸壁の例

	R6までの特例措置	拡充後の特例措置(R7以降)
対象地域	- 南海トラフ地震防災対策推進地域 - 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域 - 首都直下地震緊急対策区域	<u>全国(地域の限定なし)</u>
施設種類	耐震強化岸壁及び石油製品の入出荷施設に至る航路及び泊地沿いの護岸・岸壁・物揚場	護岸・岸壁・物揚場・防潮堤・堤防・胸壁 (場所の限定なし)
適用条件	国が実施する無利子貸付制度を活用して改良した施設	<u>協働防護協定で定めた高さ又は構造に関する基準に適合するよう取得又は改良した施設</u> ※1 (無利子貸付の利用は不要)
特例の内容	【固定資産税】 改良後5年間、課税標準を1/2※2に軽減する	【固定資産税】(変更なし) 改良等後5年間、課税標準を1/2※2に軽減する

- ・地域、場所の限定無し
- ・無利子貸付の利用不要
- ・協働防護協定の締結が条件